



## 避難訓練、がんばったよ!

5月31日(土)中の島幼稚園で地震を想定した避難訓練が行われました。訓練前に先生のお話を聞いて準備万端の園児たち。「地震が来たぞ!」の合図で一斉に机の下に潜り、しっかりと体を守っていました。

### 主な内容

- ◆国民健康保険税 納税通知書・決定通知書を7月中旬に送付します (P2)
- ◆70歳以上の高額療養費自己負担限度額が変わります (P4)
- ◆納税コールセンターを開設しました (P6)

今月の日曜開庁	7月22日(日)	8時30分～17時15分	市民課(2階) ☎(20)1502 市民税課(2階) ☎(20)1577 収税課(2階) ☎(20)1578 本納支所 ☎(34)2111
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	市民課(2階) ☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】平成30年6月1日現在  
(うち外国人住民)

- 総人口 89,991人(1,179人)
- 男 44,470人(396人)
- 女 45,521人(783人)
- 世帯数 40,239世帯

※外国人住民の世帯を含む

【5月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 293人 ●転出 227人
- 出生 45人 ●死亡 92人



# 国民健康保険税

## 納税通知書・決定通知書を

### 7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

#### 通知書の内容を必ずご確認ください

窓口で納付される方、口座振替により納付される方には、納税通知書を送付します。すでに年金天引きで納付されている方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

#### 保険税の税率等を改定しました

平成30年度から国保制度が都道府県単位化されたことに伴い、保険税の税率を改定しました。

また、国の法令改正にあわせ、課税限度額を改定しました。改定内容は下表のとおりです。

	所得割	均等割 ※一人あたり	平等割 ※一世帯あたり	課税限度額
基礎分	7.8% (8.0%)	21,000円	22,000円 (24,000円)	58万円 (54万円)
支援金分	2.7%	10,000円	なし	19万円
介護分	2.1%	16,000円	なし	16万円

※( )内は平成29年度。

※所得割は、前年の所得から基礎控除33万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

#### 特例対象被保険者等の負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職された方は、左表の要件に該当する場合、保険税が軽減されますので必ず届け出をしてください。

※平成29年3月31日から平成30年3月30日の間に離職し、届け出をして平成29年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方は、30年度分も自動的に適用されます。

該当要件	①離職日が平成29年3月31日以後であること。 ②離職日において、65歳未満であること。 ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」（「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号）であること。【11.12.21.22.23.31.32.33.34】
算出方法	対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定
届出に必要なもの	雇用保険受給資格者証（原本）
届出場所	国保年金課および本納支所

#### 所得申告により国保税が軽減される場合があります

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が基準額以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。所得状況が不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

また、国の法令改正にあわせ、軽減判定所得の基準が左表のとおり引き上げられ、軽減される世帯の範囲が拡大しました。

	軽減判定に係る所得基準額	
5割軽減	33万円	+ 27.5万円 [平成29年度27万円] × (被保険者+特定同一世帯所属者数)
2割軽減	33万円	+ 50万円 [平成29年度49万円] × (被保険者+特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方

#### 平成30年度 後期高齢者医療の保険料額を

#### 7月中旬に通知

後期高齢者医療制度の被保険者の方へ、保険料額の決定通知書を送付します。

#### ◆年金天引きされている方

この決定通知書により確定した保険料額から、仮徴収額として（4月、6月、8月の年金から）納付した額を差し引いた残りの保険料額を3回に分けて、10月、12月、翌年2月の年金から天引きします。なお、すでに納付した額が確定した保険料額を超過している場合、超過分は別途通知の上、還付します。

#### ◆それ以外の方

保険料額の決定通知書と納入通知書を送付します。金融機関などで各納期限までに納付してください。

口座振替をお申し込みの方は、指定の口座、納付方法により納期限に振替となります。

お問い合わせは、  
国保年金課（2階）  
☎(20)15003、FAX(20)16000へ。

お問い合わせは、  
国保年金課（2階）  
☎(20)15003、FAX(20)16000へ。

# 介護保険料の納入通知書・決定通知書を 7月中旬に送付します

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが、保険加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスが利用できる制度です。

市では、介護保険制度を適正に運営するため、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定しており、平成30年度は第7期計画の初年度にあたります。

平成30年度～32年度の3年間で必要と推計される、給付等見込額の23%を65歳以上の皆さんにご負担いただくため、下表のとおり、前年の収入状況や世帯内の市民税課税状況に応じて、保険料を9段階に設定しています。

## 所得段階別保険料（平成30年度分）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
生活保護の受給者または老齢福祉年金受給者(市民税世帯非課税)もしくは世帯全員が市民税非課税で合計所得金額(*)から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	世帯全員が市民税非課税		本人が市民税非課税		本人が市民税課税			
	合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額と課税年金収入額の合計額が				合計所得金額が120万円未満	合計所得金額が200万円未満	合計所得金額が300万円未満	合計所得金額が300万円以上
	120万円以下	120万円超	80万円以下	80万円超				
基準額（年額60,000円）								
×0.45 27,000円	×0.75 45,000円	×0.75 45,000円	×0.9 54,000円	×1.0 60,000円	×1.2 72,000円	×1.3 78,000円	×1.5 90,000円	×1.7 102,000円

### (※)合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。  
ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除後の金額を用います。

### 保険料の納付方法は 二通りあります

#### ①特別徴収の方

年額18万円以上の年金を受給されている方は、保険料の年額を年6回に分けて、受給されている年金から天引き（特別徴収）されます。  
「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」の保険料額・年金の種類などの記載内容をご確認ください。

#### ②普通徴収の方

「介護保険料納入通知書兼領収書（納付書）」を郵送し

ますので、最寄りの金融機関などで、各納期限までに納付してください。

#### ◆特別徴収の例外

- 次に該当する方は、本来、特別徴収の場合でも、一時的に納付書で納める場合があります。
- ・年度途中で保険料が増額になった方の増額分
  - ・年度途中で65歳になった方
  - ・年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった方
  - ・年度途中で他の市町村から転入した方
  - ・年度途中で保険料が減額になった方
  - ・年金が一時差し止めになった方

#### ◆保険料の減免制度

災害などにより著しい損害を受けた場合は、保険料の納付を猶予したり、減免したりする制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせは、

高齢者支援課（2階）  
☎1572、FAX1610へ。

# 70歳以上の高額療養費自己負担限度額が変わります

平成30年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額（月額）が変更になります。

## 70歳以上の方の自己負担限度額

《平成30年7月診療分まで》

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 690万円以上	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円 ※1)
	課税所得 380万円以上		
	課税所得 145万円以上		
一般	課税所得 145万円未満	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※1)
	住民税非課税	8,000円	24,600円
II 住民税非課税	I 住民税非課税 (年金収入80万円以下など)		15,000円

《平成30年8月診療分から》

外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数回140,100円 ※1)	
167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数回93,000円 ※1)	
80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円 ※1)	
18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ※1)
8,000円	24,600円
	15,000円

※1 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

◆国民健康保険、後期高齢者医療制度以外の方は、加入している保険者にお問い合わせください。

お問い合わせは、国保年金課（2階） ☎(20)1503、☎(20)1600へ。

# 現役並み所得の方の介護保険負担割合が変わります

平成30年8月から、現役並みの所得の方の、利用者負担が3割となります。これは、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求めるものです。

これに伴い、要支援・要介護認定を受けている方に、8月1日から翌年7月31日までの利用者負担の割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。

## 利用者負担割合の要件

本人の合計所得金額が 220万円以上	下記以外の場合		3割
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入 + その他の合計所得金額が	65歳以上が本人のみ 280万円以上340万円未満	2割
		65歳以上が2人以上 346万円以上463万円未満	
	65歳以上が本人のみ 280万円未満	65歳以上が2人以上 346万円未満	1割
本人の合計所得金額が 160万円以上 220万円未満	下記以外の場合		2割
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入 + その他の合計所得金額が	65歳以上が本人のみ 280万円未満	1割
		65歳以上が2人以上 346万円未満	
本人の合計所得金額が160万円未満			1割

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）、市民税非課税者、生活保護受給者は一律1割負担です。

お問い合わせは、高齢者支援課（2階） ☎(20)1572、☎(20)1610へ。



# 市長が行く

No.100

## 茂原市の財政 10年前と現在

茂原市長 田中豊彦



このコラムも今回で1000回目を迎えることとなりました。そこで今回は、私が市長に就任してからの10年間を振り返ってみたいと思います。

まず、市長就任当時ですが、

二度の合併協議が破たんし、その原因として茂原市の多額の借金があげられていました。元東京都知事の猪瀬氏が、「茂原は第二の夕張になる」と言ったことは有名ですが、確かに土地開発公社を使った隠れ借金が約200億円、またそのほかの借金も含めると約800億円にも上り、もうこれ以上新たな借金はできない状況で、なおかつ財政調整基金（いざという時のための貯金）は2〜3億円しかありませんでした。

このように悪い状況の市は千葉県下でもほかになく、どうしたらこの難局を抜け出すことができるか、必死に考え

る毎日でしたが、それでも教育現場の荒廃を目の当たりにし、厳しい財政の中でやりくりしながら（とても不安でしたが）、耐震化や改修を行いました。

またさらに、日立や東芝が撤退し、税収上でも大きな不安を抱えることとなり、まさに泣きつ面に蜂とはこのことかと歯軋りする思いでした。しかし、この茂原市をつぶすわけにはいきません。そのような状況でも、少しでも前向き、借金を減らす施策を考え、一つ一つ根気よく実行しようと考えました。

まずは、多年にわたって問題となっていた給食公社の民営化、それからひめはるの里の民間委託、土地開発公社の解散、石神地区の民間による開発（ソーラー事業）などにより、かなり支出が抑えられました。また、一方で、IP

S（現在のジャパンディスプレイ）や沢井製薬の新工場の誘致などに成功したことで、日立や東芝が抜けた穴を埋めることができました。

そういったことが功を奏し、

徐々に財政は健全化へと進んできています。市の職員たちも本当に良くやってくれたと思います。今現在、約800億円あった借金は約550億円に減り、2〜3億円しかなくなった財政調整基金は、約50億円になりました。もはや茂原市は第二の夕張と言われるような状況では全くなく、市民の皆さんもそこは安心して良いと思います。ただ、二度の合併破たんを経た現在の広域行政（地域住民の生活に密着した水道、消防、ゴミ、医療、斎場）などへの財政負担は、ずっと変わらず、6割以上の負担を続けてきており、少子高齢化の人口減少時代の中

で、このままで良いのかを考

える時期に来ているように思

います。

かつては、借金が多かつた

ことを理由に合併を断られた

茂原市ですが、今では他町村

から頼られる存在となったと

言っても良いように思われま

す。今後茂原市が、より健全

な財政を目指していくために

は、あらゆる角度からの広域

行政の見直しが必至と考えま

す。これは他町村に対して喧

嘩を売っているのではなく、

お互いに譲り合い、どうした

らより良い広域行政を目指す

ことができるかを、一緒に真

剣に考えていくべきとの提案

です。

この10年本当に色々なこと

がありました。苦しいことの

方が多かった10年でした。こ

れからは、もう少し明るく楽

しく仕事ができたら嬉しいと思

「市長が行く」は平成20年7月1日号から掲載が始まり、今号で記念すべき100回目を迎えました！

そこで、過去の記事を振り返り、多かつた話題トップ3をご紹介します。

**第1位** 市政や国政、広域などの行政について（約4割）

**第2位** 企業誘致や農業などの産業について（約2割）

**第3位** 財政や災害について（それぞれ約1割）

そのほか「茂原が最高気温？」と題した時事ネタや、「善意の連鎖」と題し、身近に起こった出来事などを綴った記事もありました。

100回にあたり市長にお話を伺いました。

**◆印象に残っている回は？**

市長・・・「やはり土地開発公社の解散や財政健全化について書いた回かな。土地開発公社の解散は本当に苦労したけれど、財政健全化も進められていくからね」

印象に残っている回を振り返ると複数回にわたる内容でした。今後も「市長が行く」をお楽しみに！

## 納税コールセンターを 開設しました



が「茂原市納税コールセンターの〇〇です。」と名乗り、「税目（税金の種類）・期別・税額」等をお伝えして早期納付を呼びかけます。

### ◆対象税目

市県民税（特別徴収含む）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税

### ◆開設日時

・月～金曜日（休日および年末年始を除く）9時～17時  
 ・毎月第2木曜日11時～20時  
 ・毎月第4日曜日9時～17時  
 コールセンター ☎(36)7592  
 開設日時のみつながります。

### ご注意ください！

納税コールセンターでは、電話でATM機（現金自動支

## 「電話de詐欺」 に注意！

最近市内において、銀行員や警察官、市役所職員を装って電話をかけ、現金を騙し取ろうとする、「電話de詐欺」が多発しています。

犯人は色々な手段で皆さんのキャッシュカード、通帳、現金を騙し取ろうとします。

不審な電話があった場合は、慌てずに110番通報しましょう。

お問い合わせは、  
茂原警察署  
☎(22)0110へ。

## 「企業交流会」を 開催します



払機）での振込や指定口座への現金振込をお願いすることやご自宅等に訪問し、税金を集金することはありません。また、還付金についても同センターから電話でご案内することはありません。不審と思われる電話がありましたら、振込などをせず、収税課までご相談ください。

お問い合わせは、  
収税課（2階）  
☎(20)1578、FAX(20)1609へ。

市では、茂原にいはいはる工業団地へ進出する企業（株）日本アルファ、旭化学工業（株）と市内既存企業との取引機会の創出、地元経済の活性化を図ることを目的として、「企業交流会」を開催します。

### ◆日時

7月11日⑧  
13時30分～

## 平成30年度 6月補正予算

一般会計補正予算額 325万円 ※一万円単位で端数処理  
 (補正後予算額289億5,225万円)

(歳入)	(歳出)
○国庫支出金	△ 687万円
○繰越金	362万円
○市債	650万円
○総務費	187万円
○教育費	138万円

### 主な内容

・歳入	
【国庫支出金】	学校施設環境改善交付金 △ 874万円 自主防災組織等リーダー育成・連携促進支援事業委託金 187万円
【繰越金】	前年度繰越金 362万円
【市債】	義務教育施設債 650万円
・歳出	
【総務費】	災害非常用対策事業 187万円
【教育費】	子どもの読書活動推進事業 138万円

お問い合わせは、財政課（4階） ☎(20)1517、FAX(20)1603へ。

◆会場 市役所 市民室

◆費用 無料

◆定員 100人

各企業2人まで

◆申込方法

申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込みください。

◆申込期限

7月6日⑧17時

※申込書は、

商工観光課  
ウェブページ  
よりダウンロード可



お申し込み、お問い合わせは、  
商工観光課（6階）

☐ yuuchi@city.mobara.chiba.jp  
☎(20)1528、FAX(20)1604へ。

# しっかりと夏の対策！

## 熱中症を予防しましょう！



5つの声かけを実践して、夏を涼しく乗り切ろう！

- ① 温度に気を配ろう
- ② 飲み物を持ち歩こう
- ③ 休息をとろう
- ④ 栄養をとろう
- ⑤ 声をかけ合おう



熱中症予防声かけプロジェクトのマスコット  
「シロクマの涼太郎」

## 家庭でできる蚊の対策



近年、蚊が媒介する感染が拡大されています。感染を予防するには「蚊に刺されないこと」「蚊の発生源を減らすこと」が大切です。

- ① 蚊に刺されない
  - ・肌の露出を防ぐ
  - ・虫よけスプレーなどを使用する
  - ・網戸の設置、窓の開閉を極力減らす
  - ・蚊帳を利用する
- ② 発生源を減らす
  - ・蚊の幼虫が発生しないよう自宅周辺の水たまりを除去
  - ・草取りや樹木の剪定で庭やベランダの風通しを良くする

お問い合わせは、  
健康管理課（2階）  
☎1574、FAX1600へ。

### 平成30年度 協働提案事業 補助金 交付団体を募集

市では、地域の身近な課題（まちづくり、環境保全、地域安全、子どもの健全育成など）を、市民活動団体ならではの発想やアイデアを活かして、行政と協働で解決しようとする事業の提案を募集します。

◆対象団体  
市民活動団体として認定を受けた団体

◆募集事業  
行政と協働で実施するまちづくりのための事業で、次のいずれかに該当し、平成31年3月31日までに終了する事業

- ① 行政提案型「シティープロモーション」をテーマとする事業
- ② 団体提案型 まちづくりのための事業で、営利・宗教・政治等を目的としないもの

### 「第1回茂原七夕まつりスリッパ飛ばし選手権」 参加者募集!

七夕まつりで願い事を大声で叫んでスリッパを飛ばしてみませんか？  
感動的な願いごととスリッパが飛んだ距離を競います。

◆日時 7月29日①14時～15時 ※雨天時は中止

◆開催場所 市役所前市民広場

◆募集定員 20人

◆申込方法 往復はがきに、次の①～⑤を必ず明記して郵送。  
(7/13④必着締切) ①氏名②住所③電話番号④年齢⑤「当日叫ぶ願いごと」。定員に達した場合は抽選。抽選結果は、はがきの返信にて通知

◆申込先 〒297-0018 茂原市萩原町2-166  
茂原スリッパ飛ばし選手権実行委員会 井上

お問い合わせは、体育課（9階）  
☎(20)1575、FAX(20)1607へ。

- ◆補助金額  
①②各上限10万円
- ◆補助団体数  
①②各1団体（予定）
- ◆提出書類  
補助金交付要望書、実施計画等
- ◆申込方法  
所定の申込用紙に必要事項を記入し、持参または郵送
- ◆審査  
書類審査および公開プレゼンテーション（予定）
- ◆提出期限  
7月31日④（当日消印有効）
- ◆協働提案事業サポート講座  
7月6日④13時30分～茂原市役所5階503会議室／講師Ⅱ東浩司氏（株式会社ソラーレ代表）／定員30人（先着順）
- ◆申し込み・お問い合わせは、  
〒297-8511 茂原市道表1番地生活課（2階）  
☎(20)1505、FAX(20)1600へ。



## ～「出会いの広場」～

市では、婚活イベント「出会いの広場 恋する♥アロマ」を開催します。今回はハーブ教室です。婚活中のあなた、アロマの香りで癒されながら、素敵な出会いをしてみませんか！

- ◆日時 8月26日⑩ 13時～16時30分（受付12時30分～）
- ◆内容 講師によるハーバルバスボム作り・フリートーク  
※詳細は生活課ウェブページに掲載。
- ◆対象者 おおむね40歳までの独身の方  
（男性は市内在住または在勤の方。女性は市内外を問わず。）
- ◆定員 男女各15人（応募者多数の場合は抽選）
- ◆参加費 男性2,500円、女性1,000円（当日集金）
- ◆会場 茂原市役所 市民室
- ◆申込締切 7月31日⑩必着
- ◆申込方法 参加申込書に必要事項をご記入の上、郵送または持参してください（FAX不可）。  
※参加申込書は、生活課窓口で配布または同課ウェブページからダウンロード可。



お申し込み・お問い合わせは、生活課（2階）☎(20)1505へ。

## いきいき長生 スタンプラリー

### 2018

長生地域の観光施設・名所等でスタンプラリーを実施します。スタンプを集めると抽選で長生地域の素敵な特産品をプレゼント！今年も抽選に外れた方にもWチャンス！台紙はホームページや長生地域の観光施設で入手できます。スマートフォンからでも参加できます。

### ◆スタンプ設置期間

（8月31日⑩）

### ◆スタンプ設置場所

各市町村2カ所×7市町村  
※賞品応募締切は9月7日⑩  
※詳細は千葉県ホームページをご覧ください。

長生スタンプ2018 検索

お問い合わせは、  
長生地域振興事務所  
地域振興課

☎(20)1711

善意をありがとうございます  
（敬称略）

・社会福祉協議会へ

▽白石 淳 （金3万円）

▽茂原市総合市民センター  
自主グループ連絡協議会  
（金2万2500円）

▽カラオケスタジオS's  
（金3万1111円）

・市へ  
▽下山 悟士 （金3万円）  
▽山口 学 （金2万円）

▽カラオケ吉田 （金2万円）

▽中野 光陽 （金1万円）

▽茂原市グラウンド・ゴルフ協会  
（金1万2490円）

▽庭田 茂 （金1万円）

▽五木田 稔、上原 オユウ  
（金2158円）

▽（一財）千葉県まちづくり公社  
長生の森公園管理事務所  
（花苗4850苗）

▽東京電力常備労働組合  
（箱ティッシュ60箱）

## 夏休みの思い出に！ 茂原市科学教室



- ◆日時 7月31日⑩ ※通しでの参加も可能
- 第1部 9時30分～11時40分  
「工作機械を使ってコマを作ろう」
- 第2部 13時～15時10分  
「LEDライトを作ろう」
- ※7月6日⑩までに生涯学習課へお申し込みください。  
※詳しくは、6月15日号の広報をご覧ください。
- お問い合わせは、生涯学習課（9階）  
☎(20)1559、FAX(20)1607へ。